

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県 1 漁協財務改善資金利子補給金交付要綱

高知県 1 漁協財務改善資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、高知県漁業協同組合（以下「県漁協」という。）が有する借入金の圧縮、漁協合併により生ずることとなる高知県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）の信用供与限度額の超過の解消及び県漁協経営改善のための組織の再編整備に資するための高知県 1 漁協財務改善資金（以下「貸付金」という。）の利子補給に関し必要な事項を定めるものとする。

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、高知県漁業協同組合（以下「県漁協」という。）が有する借入金の圧縮と漁協合併により生ずることとなる高知県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）の信用供与限度額の超過の解消に資するための高知県 1 漁協財務改善資金（以下「貸付金」という。）の利子補給に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条から第 4 条 略

第 2 条から第 4 条 略

(貸付方式等)

(貸付方式等)

第 5 条 貸付金は、一括貸付けによる証書貸付とする。

第 5 条 貸付金は一括貸付けによる証書貸付とする。

(償還期間及び償還方法)

(償還期間及び償還方法)

第 6 条 略

第 6 条 略

2 貸付金の償還方法は、年 1 回の元金均等償還とし、原則として貸付日が属する月の前月の末日を毎年約定償還日とする。その場合において、貸付金における元金償還額は、貸付額を償還回数で除し、剰余を第 1 回目の金額に加算するものとし、100 万円未満の端数は、切り捨てるものとする。

2 貸付金の償還方法は、年 1 回の元金均等償還とし、原則として貸付日が属する月の前月の末日を毎年約定償還日とする。貸付金において、元金償還額は、貸付額を償還回数で除し、剰余を第 1 回目の金額に加算するものとし、100 万円未満の端数は、付けないものとする。

3 据置期間は、1 年とし、償還期間に含まれるものとする。

3 平成 19 年度に貸付けを実行する貸付金については、据置期間を 1 年とし、償還期間に含まれるものとする。

第 7 条から第 9 条 略

第 7 条から第 9 条 略

(利子補給の申請手続等)

(利子補給の申請手続き等)

第 10 条 略

第 10 条 略

(利子補給承認の通知)

第 11 条 知事は、前条の利子補給承認申請書の内容について審査の上、適当であると認められるものについては、知事が別に定める利子補給承認書により、信漁連に通知するものとする。ただし、信漁連が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(利子補給承認の内容の変更)

第 12 条 信漁連は、県漁協の設立に伴い貸付先に変更が生じた場合は、別記第 3 号様式による利子補給変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(貸付けの実行及び報告)

第 13 条 信漁連は、貸付金について第 11 条の規定による利子補給承認の通知を受けたときは、速やかに貸付けを実行しなければならない。

2 から 3 略

第 14 条から第 15 条 略

(利子補給金の請求及び交付)

第 16 条 略

2 略

3 知事は、信漁連が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(関係書類の保存)

第 17 条 貸付金の借受漁協は、貸付金の関係書類を事業の完了後 5 年間保管しなければならない。

第 18 条から第 20 条 略

(情報の開示)

第 21 条 利子補給事業又は利子補給事業者に関して、高知県情報公

(利子補給承認の通知)

第 11 条 知事は、前条の利子補給承認申請書の内容について審査の上、適当であると認められるものについては、知事が別に定める利子補給承認書により、信漁連に通知するものとする。

(利子補給承認の内容の変更)

第 12 条 信漁連は、県漁協の設立に伴い貸付先に変更が生じた場合は、別記第 3 号様式による利子補給変更承認申請書を提出し、知事の承認を得なければならない。

(貸付けの実行及び報告)

第 13 条 信漁連は、貸付金について前条の規定による利子補給承認の通知を受けたときは、速やかに貸付けを実行しなければならない。

2 から 3 略

第 14 条から第 15 条 略

(利子補給金の請求及び交付)

第 16 条 略

2 略

(関係書類の保存)

第 17 条 貸付金の借受漁協は、貸付金の関係書類を事業の完了後 5 年間保存しなければならない。

第 18 条から第 20 条 略

開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第 22 条 略

附 則

この要綱は、平成19年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月16日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成35年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された利子補給金については、第17条、第19条第1項、第20条及び第21条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

（委任）

第 21 条 略

附 則

この要綱は、平成19年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月16日から施行する。

別表（第 11 条、第 16 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。